

平成29年度 四国厚生支局管内健康保険組合監査時の指摘事項

大項目	小項目	指摘事項
事業運営・庶務関係	組合会・理事会	組合会議員、理事、理事長及び監事の選出にあたっては、法令、規約及び規程に基づき厳正に行うこと。
	組合会・理事会	理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたとき、その職務を代理し、又はその職務を行う者を選定理事のうちからあらかじめ理事長が指定すること。
	組合会・理事会	現行の運用と合致しない規程については、内容の見直しを行うこと。
経理関係	財産管理	保有する固定資産については、固定資産台帳を作成の上適切に管理すること。
	収入支出	前金払は支払先の義務履行が会計年度内（4月から翌年3月まで）に得られるものに限ること。
	収入支出	定期刊行物の年間購読料の支出等前金払いを行う場合は、前金払整理簿を作成すること。
	収入支出	現金出納簿については、健康保険組合が管理する全ての金銭の出納を記帳すること。
	収入支出	組合事務室の賃料、水道光熱費等の負担について、母体から無償で提供を受ける場合は、覚書等により明確にしておくこと。
業務関係	教示事項	各種処分通知について、平成28年3月28日付事務連絡「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について（通知）」に基づく教示文を記載していないものが一部見受けられることから、当該通知に基づく教示文を記載すること。